

衆議院原子力問題調査特別委員会ニュース

【第204回国会】令和3年4月8日（木）、第3回の委員会が開かれました。

1 渡辺委員長から、アドバイザリー・ボードを設置することとなった旨の報告がありました。

2 参考人出頭要求に関する件

- ・アドバイザリー・ボード会員に対する参考人としての出頭要求について、委員長に一任することに協議決定しました。

3 原子力問題に関する件

- ・原子力規制委員会の活動状況について、更田原子力規制委員会委員長から説明を聴取しました。
- ・江島経済産業副大臣、堀内内閣府副大臣、更田原子力規制委員会委員長及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

(参考人) 東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長 小早川智明君

(質疑者) 泉田裕彦君（自民）、石川昭政君（自民）、中野洋昌君（公明）、浅野哲君（国民）、菅直人君（立民）、逢坂誠二君（立民）、藤野保史君（共産）、青山雅幸君（維新）

(質疑者及び主な質疑事項)

泉田裕彦君（自民）

東京電力の発電事業者としての適格性関係

- ア 東京電力柏崎刈羽原子力発電所（以下「柏崎刈羽原発」という。）の核物質防護設備の不備について小早川東京電力ホールディングス社長（以下「小早川社長」という。）が報告を受けた事実の有無
- イ 当該報告を受けて小早川社長が直ちに対処しなかった理由
- ウ 不祥事発覚前の昨年前半において小早川社長が原子力発電所の安全性確保のために振り向けた時間
- エ 東京電力が二度と事故は起きないとの印象を与えかねないCMを立地地域において流していることに対する経済産業省の受止め
- オ 東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）事故の当時の経営陣が津波対策を先送りしたことは判断ミス又はやむを得ない判断であったか否かについての小早川社長の見解
- カ 原子力発電所は確率が低くても一度事故を起こすと極めて重大な結果を引き起こす施設であることに関する小早川社長の認識の有無
- キ 福島第一原発事故の賠償に係る交付国債の償還費用に関する東京電力の返済原資及び返済期限
- ク 東京電力の事業者としての適格性に対する更田原子力規制委員会委員長（以下「更田委員長」という。）の認識

石川昭政君（自民）

- (1) 原子力発電所の核セキュリティ対策を公開できない中で核物質防護上の問題事案が相次いで発生していることを受け原子力規制庁として何らかの対応の見直しを行う考えの有無
- (2) 日本原子力発電東海第二発電所（以下「東海第二原発」という。）運転差止め訴訟に係る水戸地裁判決関係
 - ア 新規基準に基づく適合性審査と避難計画との関係についての更田委員長の見解
 - イ 地方自治体による避難計画の策定に対する内閣府による支援方策
 - ウ 新規基準を満たしているとの判断を司法の場で覆されて原子力発電所が停止し運転期間が減少し得る状況についての更田委員長の見解

- (3) 多核種除去設備等処理水の取扱いに係る風評被害の防止のための科学的知見の情報提供の在り方についての更田委員長の見解及び風評被害に対する適切な賠償の必要性についての東京電力の見解

中野洋昌君（公明）

- (1) 福島第一原発事故から10年が経過したことを区切りとして原子力規制委員会が発足当初に目指していた業績の達成度についての更田委員長の所見
- (2) 柏崎刈羽原発における核物質防護設備の機能の一部喪失事案関係
- ア 現行の核セキュリティの国際的な遵守基準及びその担保方法
 - イ 原子炉の安全な運転と核セキュリティ文化の担保との関係
 - ウ 核物質防護規定の遵守義務違反に対する今後の原子力規制庁による検査の具体的スケジュール及び体制
 - エ 福島第一原発への廃炉作業への影響
 - オ 東京電力の体質の改善に向けて今後の検査について厳しく対応する必要性
 - カ 核セキュリティ文化の定着に向けた今後の取組方針

浅野哲君（国民）

- (1) 原子力災害発生時の避難計画関係
- ア 避難計画の策定状況
 - イ 避難計画が未策定である状態が災害対策基本法に抵触する可能性
 - ウ 避難計画の策定に要する期間として許容される目安
 - エ 避難計画の策定を進めるための今後の対応方針に関する堀内内閣府副大臣の見解
 - オ 避難計画が未策定の状態が続いた場合の同法に抵触する可能性
- (2) 柏崎刈羽原発における核物質防護設備の機能の一部喪失事案関係
- ア 核セキュリティの観点から具体的な数値を示すことが困難とする一方で、10か所で代替措置が不十分な状態が30日間以上あったこと等を詳細に公表できた理由
 - イ 原子力規制庁が設けている基準等を活用し再発防止策の内容について透明性ある検討を行い公表する必要性

菅直人君（立民）

- (1) 福島第一原発事故のような過酷事故が再び起きた場合の放射線モニタリングの実施体制の在り方についての更田委員長の見解
- (2) 福島第一原発事故関係
- ア 事故当時の小早川社長の所属部署
 - イ 1号機爆発の情報が発生後1時間以上原子力災害対策本部長に伝わらなかった理由
 - ウ 情報伝達が遅れた理由の検証の有無
 - エ 事故の再検証のために事故当時のテレビ会議の映像を全て公開する必要性に対する小早川社長の見解
 - オ 小早川社長自らの手で事故の再検証をしてほしいとの要望及び再検証ができない場合の理由に対する同社長の見解
 - カ 事故の再検証について当時の社長ではない白紙の立場で指示すべきとの考えに対する小早川社長の見解
 - キ 小早川社長が再検証を拒否する考えであることの確認
 - ク 本年3月6日に放映された番組での自衛隊に東京電力の勝俣元会長が原子炉の管理を任せる旨述

- べたとの報道に関する事実関係についての小早川社長から勝俣元会長への確認の有無及び確認内容
- ケ 事故当時のことを国民に公表するよう小早川社長から当時の事故関係者に強く求めるべきとの考えについての同社長の見解
- コ 事故当時の状況についての再調査及び当時の事故関係者の証言の公表を行うよう小早川社長から指示する意思の有無並びに指示しない場合の理由

逢坂誠二君（立民）

- (1) 電源開発大間原子力発電所（以下「大間原発」という。）新規規制基準適合性審査関係
- ア 環境に放出されるセシウム 137 の量が 100 テラベクレルを下回る事故と福島第一原発事故との規模の比較
- イ 事故想定が同放出量 100 テラベクレルを下回る場合の新規制基準への適合性の確認
- ウ 新規規制基準に適合しても 100 テラベクレル以上が放出される事故が発生しないわけではないことの確認
- エ 市町村の避難計画策定時の前提とすべき事故の想定規模
- オ 避難計画策定時の事故の想定規模の判断の主体
- カ 事故の想定規模に関する原子力災害対策指針の考え方
- (2) 原子力災害発生時の避難計画関係
- ア 地域原子力防災協議会において避難計画を確認する際によるべき基準
- イ 原子力災害対策指針に基づく避難計画策定義務付けの開始時期及び義務付け前後の対象市町村数の比較
- ウ 新規に作成義務の対象となった市町村に対し、改正原子力災害対策特別措置法施行前に義務付けの旨を直接説明したか否かの確認
- エ 新規策定義務対象市町村に対する災害対策基本法第 4 条に基づく都道府県による策定義務付けについての説明の有無
- オ 大間原発、柏崎刈羽原発、東海第二原発周辺の自治体において地域原子力防災協議会で避難計画を含む緊急時対応が確認されていない市町村の内訳
- カ 当該市町村が計画策定を行うべき時期についての堀内内閣府副大臣の見解
- キ 避難計画の策定期と核燃料の原子炉への装荷時期の連関の有無
- ク 避難計画策定期の判断は各市町村に委ねられることの確認
- ケ 避難計画が実効性のあるものであるとの判断は市町村防災会議でまず行われることの確認
- コ 地域原子力防災協議会で確認された緊急時対応が、市町村の見直しにより不十分と判断されることが法律上妨げられていないことの確認

藤野保史君（共産）

- (1) 柏崎刈羽原発における核物質防護設備の機能の一部喪失事案に係る規制措置として、東京電力の設置許可の取消しが必要であるとの意見に対する更田委員長の見解
- (2) 経済産業省職員の柏崎刈羽原発関連の出張関係
- ア 出張において宿泊が必要であった理由
- イ 令和 2 年 11 月 27 日の出張に関する報道（本年 3 月 25 日付信濃毎日新聞）関係
- a 資源エネルギー庁長官が「南海トラフ巨大地震が起きれば、東京湾に集中した火力発電所が全滅する恐れがある。柏崎刈羽にスタンバイしてもらわない」と発言した事実の有無
- b 柏崎刈羽原発の再稼働を 6、7 号機に限るよう求めた自民党新潟県連幹部に、資源エネルギー庁長官が「(他号機が立地する) 柏崎市が納得しない」と、更なる推進姿勢を示したとの報道の真偽

- ｃ 東京電力の再建計画では柏崎刈羽原発の全機を再稼働させる必要があるとされていることを考えると、柏崎市が納得しない旨の発言があったと考えるのが自然であるとの見解に対する資源エネルギー庁長官の見解
- ウ 昨年から１年近く、経済産業省職員が計 87 回新潟に出張をしているのは、柏崎刈羽原発全機の再稼働への地ならしではないかとの指摘に対する江島経済産業副大臣の見解
- エ 新潟出張が他の原発立地県に比べて多い理由についての江島経済産業副大臣の見解

青山雅幸君（維新）

- （１） 新規制基準適合性審査関係
 - ア 新規制基準に基づく適合性審査の流れ
 - イ 適合性審査において事業者が提出する書類の信憑性を担保する方策が必要であるとの考えに対する更田委員長の見解
- （２） 中部電力浜岡原子力発電所（以下「浜岡原発」という。）の適合性審査状況関係
 - ア 中部電力作成の浜岡原発の申請書において活断層であることが事実であるとされているものを「リニアメント」と後退する評価をしていることに対する更田委員長の見解
 - イ 浜岡原発の申請書において敷地内断層の評価が不正確であることに対する更田委員長の見解
 - ウ ストレステストにおける「クリフエッジ」の設定を新規制基準が求めている理由
 - エ 沖合に取水塔が設置されている浜岡原発では津波到来時に取水塔から導水管を通じて敷地内が浸水し防護機能が働かなくなる懸念があることについての更田委員長の見解